

神奈川県議会議員

永田まりな

MARINA NAGATA



II 緊急事態宣言が延長されました

1月8日に発出された緊急事態宣言が10都府県を対象に3月7日まで延長されました。

これを受けて本県では生活に必要な場合を除く外出自粛の徹底や、飲食店等の時短要請などを引き続き延長することとなりました。改めて「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に基づき、県民や事業者の皆様に次の事項を要請しています。

鎌倉人 VOL.57

県民の皆さんへ

- 特措法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合を除いて徹底した外出の自粛を要請します。特に、20時以降の不要不急の外出は自粛していただくよう、強く要請します。
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避けること、テレワーク、時差出勤など、感染を防ぐ取組を徹底してください。
- 大学・学校関係者には、学生・生徒に基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛について、呼びかけを行うよう要請します。特に、寮生活・クラブ(部活動)など、集団行動における感染防止対策の徹底を要請します。

イベントは...

5,000人以下かつ収容率50%以内での実施を要請します。

職場等は...

「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務をお願いします。また、時差出勤・昼食時間の分散化など通勤・在勤時の密を防ぐ取組や、従業員への会食自粛等の呼びかけをお願いします。20時以降はネオンやイルミネーションの早めの消灯にご協力をお願いします。

日中の行動でも...

繁華街への外出を控える・ランチはデリバリー・テイクアウトを活用するなど、昼間の外出自粛も徹底をお願いしています。外食時には「黙食(だまって)」「個食(ひとりで)」「マスク会食(会話はマスクをつけて)」の取組みにご協力下さい。

事業者の皆さんへ

- 対象となる店舗を運営し、時短営業又は休業にご協力いただいた県内事業者の皆様に対し「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第6弾)」を交付します。

対象期間：令和3年2/8日(月)～3/7(日)

対象施設：食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗等

要請内容：5時～20時(酒類の提供は11時～19時)までの時短営業

* 飲食店営業の許可を受けている遊興施設(バー・キャバレー等)も含む
* 第3弾、第4弾と異なり、酒類の提供要件はありません
* 通常の営業時間が5時から20時までの店舗は対象外
(例：11時に開店し、20時に閉店するレストラン等)

- 県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」の掲示が交付要件となります。(ただし、休業する店舗を除く)

* 鎌倉市では現在作成していないため県の感染防止対策取組書を活用ください

申請方法など詳細の他、緊急事態宣言が3/7を前に解除された場合は随時対応が発表されます。県HPなど
webで最新情報をご確認ください。

神奈川 協力金 第6弾



三たびの緊急事態宣言を回避！

宣言解除を見据え、急所となる飲食の場での対策を徹底していきましょう

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令に伴い、外出自粛をはじめ、様々な面で皆様方にご理解やご協力をいただいていること、改めて御礼申し上げます。

鎌倉市も神奈川県もそして国も奔走しているところではございますが、2回目のそして緊急事態宣言の延長でみなさまの生活、お仕事、様々な面でのご負担や影響はこれまで以上と認識しています。これからも皆様方のお声をしっかりと聞き、県や国へと届けていくため働いて参ります。何かございましたら、永田まりな事務所までいつでもお気軽にご連絡ください。
また、本紙内容は2/12時点のものです。常時最新の情報をご確認頂きますようお願いいたします。

永田まりな事務所

神奈川県民のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

*1/21更新版

| 低所得のひとり親世帯 | | 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 5万円 | 子育て負担の増加や収入の減少を支援するため、収入の少ないひとり親一世帯に対し、5万円（第2子以降3万円）を支給します。 | |
|--|--|---|---|--|
| 休業期間中の賃金の支払いを受けられなかつた | | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 80% | 休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかつた方に対し、休業支援金を支給します。 | |
| 業務や通勤などで発症 | | 平均賃金の 80% 補償 | 業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。 | |
| 感染・感染の疑いで無給や減給 | | 国⺠健康保険の傷病手当の支給 | 新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受けとれる場合があります。 | |
| 収入減で家賃が払えない | | 住居確保給付金の支給 | 休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。（対象：離職・廃業後2年以内／給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人） | |
| 休業・失業等で生活資金に不安 | | 緊急小口資金 一時的な資金が必要な方 (主に休業された方等向け) | 【無利子貸付】 最大 20万円 据置期間:貸付日から1年以内 (令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年3月末まで延長) 返済期間: 2年以内 | 各市町村 市在住 各市の自立相談支援機関 町村在住 県の自立相談支援機関 |
| 総合支援資金（生活支援費） 生活の立て直しが必要な方 (主に失業された方等向け) | | 【無利子貸付】 单身世帯 複数世帯 15 月 万円 以内 20 月 万円 以内 | 据置期間: 貸付日から1年以内 (令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年3月末まで延長) 返済期間: 10年以内 | 各市区町村社会福祉協議会HP参照 (県社会福祉協議会HP参照) |
| 納税が今は厳しい | | 県税の納税の猶予 | 収入の減少など県税を納付できない事情のある方については、納税を猶予する制度があります。 | 各県税務所 |
| 国民年金保険料等が払えない | | 国民年金保険料免除・納付の猶予 | 失業、事業の廃止（廃業）又は休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。 | 各市町村 |
| 水道料金等の支払いが激しい | | 上下水道料金の支払い猶予 | 上下水道料金の支払いが困難になつた方を対象に支払いの猶予が受けられます。 | 各水道局 |

